

質問回答書

2014年12月15日

(案件名)「バングラデシュ国経済特区開発調査および BEZA 能力強化プロジェクト」(公示日:2014年12月3日/公示番号:141022)に係る質問について、以下のとおり回答します。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	p.5 (9) 環境社会配慮、p.10 (4) 1) 環境社会配慮調査の実施、及び p.12 (5) 2) 環境社会配慮調査の実施	留意事項の p.5 (9)環境社会配慮にて、本プロジェクトはカテゴリーB に分類されており、戦略的環境アセスメント(SEA)を実施するとされている。一方、「p.10 (4) 1)ポラシュ」及び「p.12 (5) 2)ポラシュ以外最大2箇所」は短期的 EZ 開発の基本計画に対する環境社会配慮であり、EIA 及び RAP が必要とも考えられる。 短期的・中期的 EZ 開発に関わらず、すべて SEA(カテゴリーB)の実施のみでよいのでしょうか。それとも、短期的 EZ 開発候補地では EIA 及び RAP(カテゴリーB)を実施するのでしょうか。	短期的 EZ 開発の基本計画策定、中期的 EZ 開発のマスタープラン策定のそれぞれについて、影響が想定される環境社会項目についてスコーピングを行った上で、IEE レベルの環境社会配慮調査を実施します。SEA の実施に伴う EIA 及び RAP の作成は不要です。
2	「環境社会配慮」全般 指示書 3 ページ (4) 本プロジェクトで立案する EZ の開発計画について	a) 「短期的開発」に関しては Pre-F/S に相当する精度とありますが、相当精度の環境社会配慮の検討も必要でしょうか？環境社会配慮も Pre-F/S 相当の精度を要する場合、IEE (あるいは 50ha 以上の面積だった場合は EIA) が必要となりますでしょうか？また、最大 3 ヶ所の計画を策定する場合は個	a) 本業務では、短期的 EZ 開発の基本計画策定、中期的 EZ 開発のマスタープラン策定のそれぞれについて IEE レベルの環境社会配慮調査を実施します。SEA の実施に伴う EIA の作成は不要です。短期的 EZ 開発にあたり実施する環境社会配慮調査の仕様については、現時点では未確定のため仕様を

		<p>別に調査が必要となりますが、各社の再委託見積り内容の格差是正が可能な範囲での”仕様”を提示頂けます様お願いします。</p> <p>b) 「中期的開発」に関してはマスタープランを策定する事になっており、SEAの実施は第二年次の契約期間で可能な範囲での”策定支援”で良いでしょうか？</p>	<p>明記することが困難です。ついては、当該調査内容についてはプロポーザルでご提案いただきますが、経費は一律 1500 万円として見積り計上してください。仕様が明確になり次第経費を含め別途調整することとします。</p> <p>b) 中期的 EZ 開発にあたり実施する環境社会配慮調査の内容は、対象がマスタープランであるか基本計画であるかが異なる点を除き、短期的 EZ 開発にあたり実施する調査内容と同様です。</p>
3	指示書 16 ページ：(7) 3) 投資促進セミナー開催	<p>会場費用、同時通訳、配布資料などの開催費用に関して各社の見積り内容の格差是正が可能な範囲での仕様（参加人数、会場の条件：ホテル・市民ホールなど）”を提示下さい。</p>	<p>投資促進セミナー開催にあたっての仕様を以下のとおりとします。</p> <p>（現地セミナー） 参加人数（目安）：70 名程度 会場の条件：ホテル等</p> <p>（本邦セミナー） 参加人数（目安）200 名程度 会場の条件：ホテル、国際会議場等（JICA 施設の利用は想定していません。） 場所：都内を想定</p>
4	指示書 16 ページ：(7) 3) 投資促進セミナー開催	<p>コンサルタントによる発表内容は「全候補地の基本計画／MP を紹介すること」と理解しています。貴機構類似業務では、コンサルタントによる発表に加え、相手国政府主要関係機関（本件において</p>	<p>セミナーのプログラムについては、相手国政府主要関係機関からのプレゼンテーションを含める可能性も含め、実施段階で検討することになります。</p>

		は BEZA 等) による投資・誘致促進のプレゼンを行っているケースがありますが、本調査ではコンサルタントによる発表に留めると理解しても良いでしょうか？	
5	指示書 16 ページ：(8) BEZA 職員の能力強化	他国での視察プログラムに係る費用は、コンサルタントの提案によって渡航先や日数に大幅な差が出る可能性があるため、別見積もりで良いでしょうか？本見積りの場合は各社の提案格差を是正すべく”仕様（渡航先、日数など）”の提示をお願い致します。	回答 13 をご参照ください。
6	(該当なし) 追加契約による対応の可否	各種仕様は調査実施中に変更された場合、追加契約による対応は可能でしょうか？	業務内容が変更される場合には、協議の上、契約変更により対応する可能性があります。
7	PPP の定義と適用方針 (業務指示書 第 2、12 ページ)	EZ 自体は民間で開発・運営し、用地取得や Off-Site のインフラ開発及び OSS 運営等は官側で行うという理解で良いか？	ご理解のとおりで結構です。
8	EZ 開発候補地の土地収用 (業務指示書 第 2、8 ページ)	「バ」国では土地取得が最大の問題であるが、本件では本調査の結果が良ければポラッシュ EZ を除いて「バ」国政府 (BEZA 等) が政府予算により EZ 開発候補地の用地取得を行う、という前提で良いか？	ご理解のとおりで結構です。
9	EZ 候補地の選定 (業務指示書 第 28 ページ)	ポラッシュ以外の短期的 EZ 候補地の選定では「具体的な選定方法」を提案することになっているが、用地収容に要する期間を何年と設定すべきか？また、11ヶ所の候補地には民有地 (農地) も含まれているが、何年以内の用地収容を基準として選	本業務において短期的 EZ 開発に関する基本計画を策定する候補地を選定するにあたっての方法の提案を求めているものなので、用地取得に要する期間を設定する必要はないものと考えます。また、11ヶ所の候補地は用地取得に要する期間を

		ばれたのか？	基準として選定されたものではありません。
10	EZ 開発ガイドライン (業務指示書 第2、10ページ)	EZ ガイドラインは既に世界銀行がドラフトをBEZAへ提出していると聞いているが、JICAは既にそのドラフトを入手しているか？ もし入手されている場合は、本情報の配布を希望します。	当機構は世界銀行がドラフトしたとされるEZ ガイドラインに関する情報は有しておりません。
11	投資需要調査 (業務指示書 第2、9-10ページ)	「外国直接投資促進事業協力準備調査(実施中)の一環で実施された投資需要調査の結果を有効活用し、追加的に必要な調査内容を特定したうえで調査を実施すること」と記載されているが、この投資需要調査結果の報告書又は調査結果の概要(中間結果でも可)を配布するよう希望します。その調査結果等が十分に活用できない場合には、本格的な調査を実施するための再委託費を見積り、本見積りに計上することと理解します。	当該投資需要調査に関する最終報告書を追加配布します。業務指示書配布依頼いただいた各社に別途調達部担当からご案内します。 必要に応じて同報告書の内容を確認した上で、本業務において必要な投資需要調査の実施に要する費用を本見積りに計上願います。
12	投資促進セミナー開催 (業務指示書 第2、16ページ)	1. 現地セミナー(2回)、本邦セミナーの経費見積りに際して、それぞれの参加予定者数はどの程度を想定すれば良いか？ 用意すべき会場の大きさと金額が大きく変動します。 2. セミナー開催費は本見積り、別見積りのどちらに計上すべきか？	投資促進セミナー開催にあたっての仕様については、回答3をご参照ください。また、経費は本見積りに計上願います。
13	他国(アジア諸国)における視察プログラムの実施 (業務指示書 第2、16ページ)	1. 本プログラムの日数は最大何日と想定すべきか？ また、訪問国の数に制限はあるのか？ 2. 本プログラム参加者(BEZA等より計2名)の日当および航空運賃(クラス)など諸経費の見積り単	1. 10日間程度、訪問国数は日本に加え、アジア諸国から最大2カ国を想定していますのでご提案下さい。 2. 以下の条件で見積り願います。

		<p>価をご教示下さい。</p> <p>3. 本プログラムに係る経費は本見積り、別見積りのどちらに計上すべきか？</p>	<p>航空運賃:(ビジネスクラス)【正規割引運賃】 宿泊費:15,100 円 食事代及び雑費:10,000 円</p> <p>3. 本見積りに計上願います。</p>
14	<p>戦略的環境アセスメント (業務指示書 第 2、5 ページ)</p>	<p>業務指示書には、SEA(戦略的環境アセスメント)とあるが、本格 EIA でなく、IEE(初期環境影響評価)のレベルの調査と理解してよいか？</p>	<p>ご理解のとおりで結構です。</p>
15	<p>ベースラインとなる環境社会 の状況(自然環境) (業務指示書 第 2、10、 12、14 ページ)</p>	<p>1. 海気象、大気、水質、土壌、騒音・振動などの自然環境のベースライン調査については、本調査で改めてサンプリングし、計測、化学分析等を行わないことでよいか？ 即ち、目視、踏査、既存データ、文献調査等を中心にした調査とする。</p> <p>2. 構造物の基礎等の設計のための原位置での土質調査は行わないことでよいか？</p> <p>3. 上記から、ベースライン調査に係る現地再委託の必要は生じないと理解することでよいか？</p>	<p>ご理解のとおりで結構です。</p>

以 上